

令和6年度（西尾市）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、西尾市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息域の大部分は森林であるため、市の森林の内訳を表1に示す。

市の森林の約7割は広葉樹林であり、その内8割以上が天然林であるため、大部分がイノシシの好む環境にあると考えられる。竹林も5%を超える面積を占めており、当該区域では、春に生えるタケノコがイノシシの主要な食物となっている可能性が高い。

また、市内の主な生息域である旧幡豆町地域は、愛知県の中山間地域にも指定されており、谷間を開墾した谷津田や山腹の急斜面を利用した農地が多いため、必然的にイノシシの活動範囲と農地が重複しやすく、被害を受けやすい形態をしている。

今後、里山を中心とした被害の拡大が懸念される。

表1 林種別森林等面積（令和2年度）

（単位：ha）

計画区 市町村	総数	立木地				竹林	無立木地		
		針葉樹	広葉樹	(再掲)					
				人工林	天然林				
西尾市	2,483	576	1,680	421	1,835	155	72		
割合		23.2 %	67.7 %	18.7 %	81.3 %	6.2 %	2.9 %		

（出典）2021年度 愛知県林業統計書

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。西尾市では、旧幡豆町の山地を中心に令和5年度までに多数のイノシシの生息が確認されており、分布域が拡大していることがわかる。今後も分布域

の拡大が続いた場合、山地に隣接する平地にも被害が広がる可能性がある。

また、愛知県内の令和2年度末における生息数は14,000頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、西尾市東部の山間部では一定数の生息密度が確認される。令和2年度から令和4年度にかけて、旧幡豆町において目撃情報等の件数増加が顕著であった。令和4年度より旧吉良町における目撃情報があること、令和5年度においても令和4年度より少ないものの目撃情報が寄せられていることから分布域が拡大しているものと思われる。

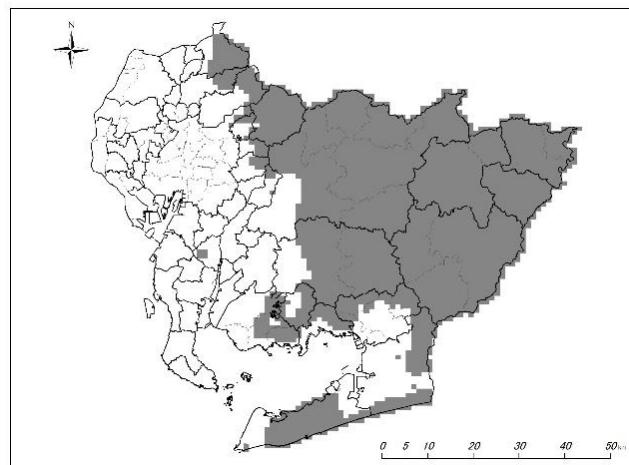


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

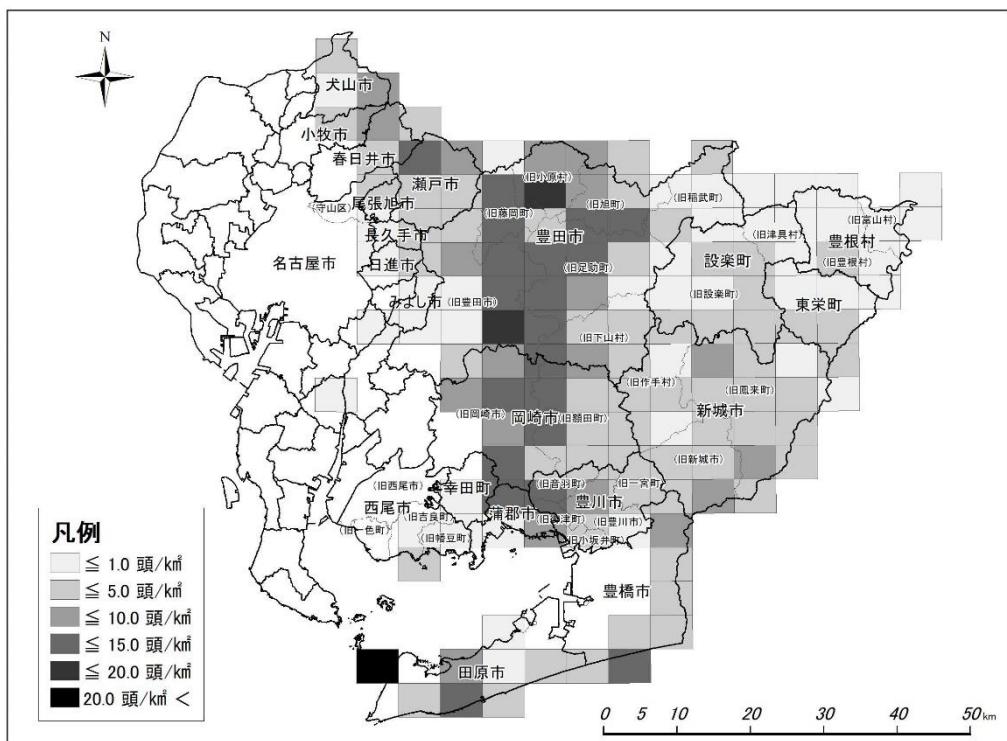


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R3 年度)

(3) 被害の状況

西尾市内の令和2年度から令和4年度までの被害状況は表2に示すとおり。なお、家庭菜園等への被害については、数値化が困難で本表の数値に反映されないため、これを含めると、掲載数値を超えた被害が発生しているものと考えられる。

表2 西尾市における被害の状況

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
旧幡豆町	2.8	968	215	3	676	156	3.14	837	106
計	2.8	968	215	3	676	156	3.14	837	106

令和5年までに西尾市内において、イノシシの市街地に出没による生活環境被害等の報告はない。

西尾市では、令和元年に豚舎で豚熱が発生して以来、令和5年まで豚舎における豚熱陽性事例はない。

また、令和5年までに西尾市における野生イノシシでの豚熱陽性の報告はない。

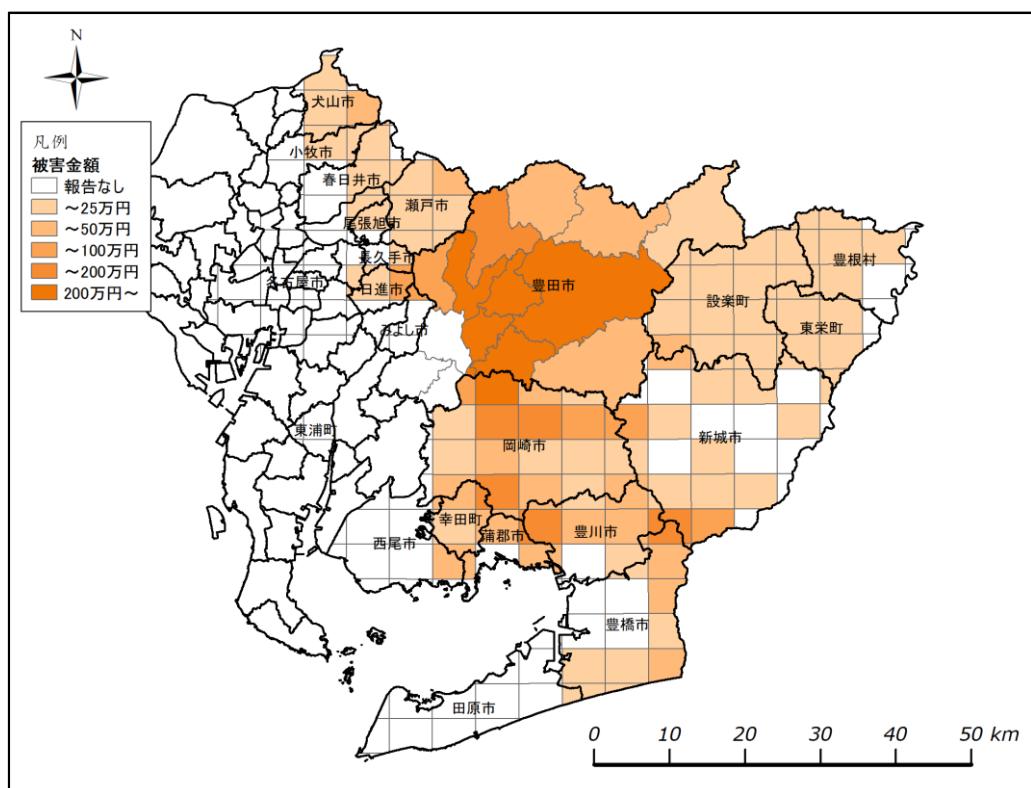


図3 愛知県における農業被害額（R3年度）

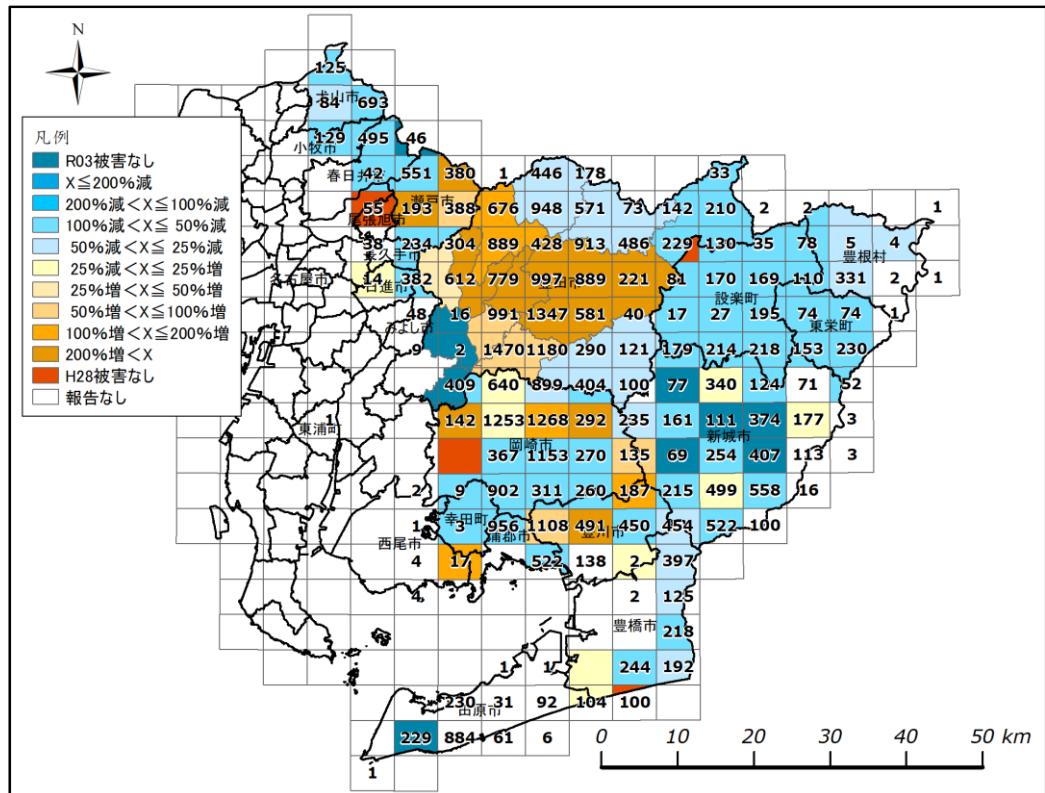


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。

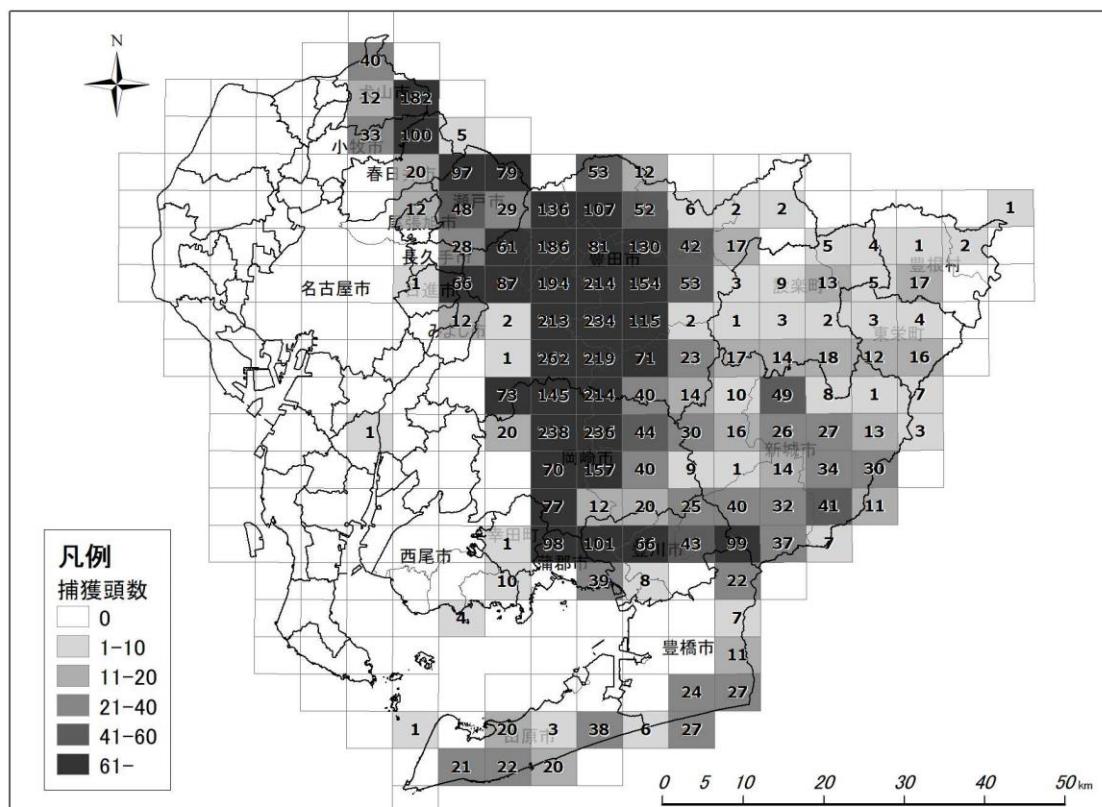


図5 愛知県における捕獲分布図 (R3 年度)

西尾市では許可捕獲（個体数調整目的での捕獲）実績がなく、有害鳥獣捕獲事業による年間数頭の捕獲のみであった。令和5年度から、西尾市鳥獣害対策協議会を設立し、許可捕獲（個体数調整目的での捕獲）を実施している。旧幡豆町において銃又は罠により、月に数頭のイノシシが捕獲されている。近年、イノシシによる被害報告は増加傾向にあり、特に旧幡豆町における被害増加が顕著である。

表3 西尾市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R4	R5 (見込)	R6 (計画)
旧幡豆町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	10	10
		罠	0	10	10
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	0	14	14
		幼	0	6	6

イ 被害防除に係る対策

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として侵入防止柵の設置又は環境管理として草刈りが各地域の状況に応じて実施されている。

効果が高いと考えられる侵入防止柵等については、現在農家の自己防除として各人が設置している。

表4 西尾市における防除対策の実施状況

		R4	R5 (見込)	R6 (計画)
旧幡豆町	防護ネット	未実施	未実施	検討
	防護柵	未実施	未実施	検討
	電気柵	未実施	未実施	検討

ウ 生息環境管理に係る対策

イノシシによる被害が報告される地域においては、刈り払いが実施される一方で、周辺住民の生ゴミの放置が散見される。農家のみが努力するのではなく、集落全体での防除対策が実施できるよう、地域の当事者意識や地域内での連携が必要である。令和6年度にも生息環境管理対策として、藪の刈り払い、未収穫農作物の回収などの実施を計画している。

表5 西尾市における生息環境管理対策の実施状況

		R4	R5 (見込)	R6 (計画)
旧幡豆町	藪の刈り払い	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	未実施	実施	実施
	その他	未実施	実施	実施

	(ごみの処分等)			
--	----------	--	--	--

5 評価

市内のイノシシの生息域は現状山間部に限定され、当該地域の被害農地は小規模なものが点在している状態である。銃や罠による捕獲対策も実施するが、個体数に対して捕獲数が上回るということは困難である。効果という面で評価をする場合、当該地域では防護柵の設置等の被害防除対策が非常に効果的であると推測されるが、現在農家の自己防除として各人が設置しているのみである。

表6 西尾市における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対策		被害防除対策		
	銃	罠	防護ネット	防護柵	電気柵
旧幡豆町	山間部に限定	○	○	△	◎

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（ゴミの処分等）
旧幡豆町	○	○	○

※ 評価は「◎=非常に効果がある」「○=効果がある」「△=あまり効果がない」「×=効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「-」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

西尾市は、「管理エリア」に該当する。

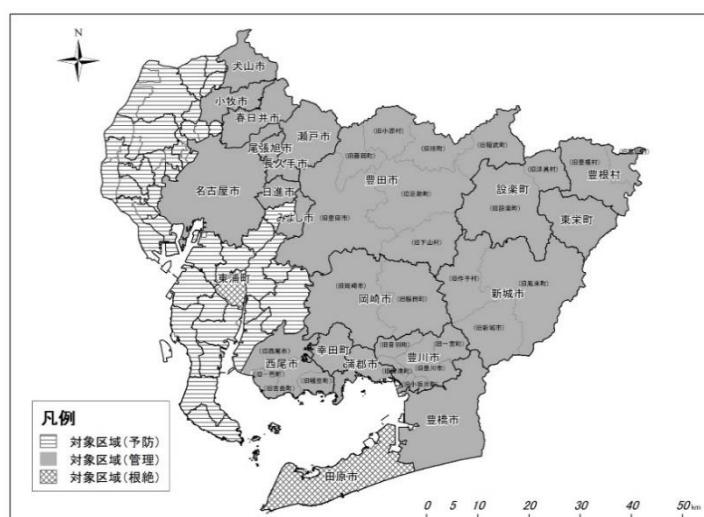


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

西尾市は、管理エリアに該当し、農業等への被害防止を図るために、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。また、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。管内に分布の最前線地域が含まれるため、当該地域での情報収集、捕獲等の対策を重点的に実施する。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を隨時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、西尾市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

警戒心の強いイノシシに対しては、罠による捕獲が効果的であるが、集団で行う銃による捕獲についても、近年一定の実績を収めているため、令和5年度の捕獲計画を表7のとおりとする。

表7 西尾市における令和6年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
旧幡豆町	10	10	20

(3) 計画を達成するために実施する対策

鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、有害鳥獣捕獲事業及び捕獲に対する報奨金の支払い、環境整備事業として刈り払い等を実施する。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせて捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効である。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

被害農地のある地域の状況を鑑みると、防護柵等の設置による防除対策が有効であると考えられるため、令和6年度には、防護柵等の設置について検討する。

表8 西尾市における令和6年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策		
	防護ネット	防護柵	電気柵
旧幡豆町	検討	検討	検討

(2) 計画を達成するために実施する対策

市単独の事業として、防護柵の設置に対する補助事業を継続して実施する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

有害鳥獣被害の未然の防止に一定の効果を発揮すると想定される刈り払いや未収穫農作物の回収、地域に放置されている生ゴミの処分等について、被害地域の住民自らが、当事者として意識的に対策を実施するよう普及啓発を推進する。

表9 西尾市における令和6年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (ごみの処分等)
旧幡豆町	実施	実施	実施

(2) 計画を達成するために実施する対策

鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、藪の刈り払い、未収穫作物の回収、ごみの処分等を被害地域の住民と行う。平素からの恒常的な対策としてこれらを常時実施できるよう、被害地域住民の意識改革を推進する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

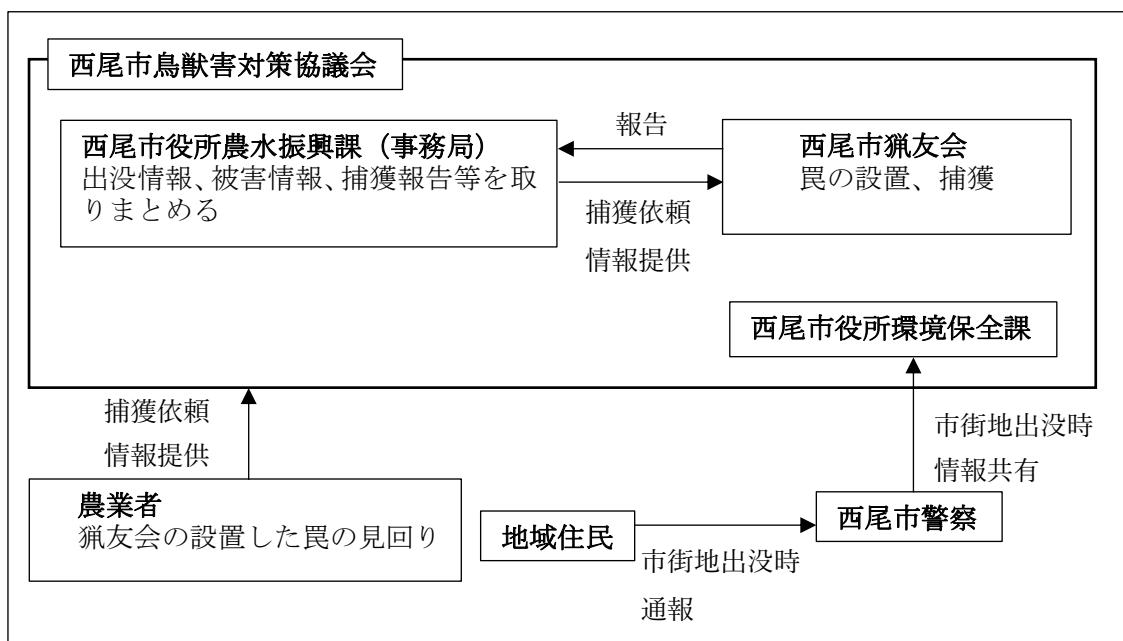


図 7 実施体制図

(2) 市街地出没への対応

令和5年度に至るまで、イノシシの市街地への出没による人的被害や器物損壊等は報告されていないが、市街地周辺での目撃情報は寄せられており、学校周辺への出没を危惧する声もある。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させないことがないよう、「C S F・A S F 対策としての野生イノシシの捕獲

等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報をまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

（5）ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということ、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。